

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 6334 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 4日 水曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 役員退職金の損金算入時期

Q : 役員が退職しますので、退職金を支払わなければなりません。資金繰りが厳しいので分割支給を検討しています。この場合、退職金の損金算入時期はどうなりますか？

A : 原則は株主総会等の決議等によりその額が確定した日の事業年度ですが、支給した日の事業年度に損金経理をすれば認められます。

【解説】

役員退職金は、その支給する額が適正であれば損金の額に算入されます。

その役員退職金の損金算入時期は、株主総会等の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度が原則となっていますが、具体的に確定する事業年度の前の事業年度において、取締役会で内定した金額を支給し(未払計上をした時点では損金算入が認められません)、これを損金経理したときは、この支給日の属する事業年度において損金の額に算入することが出来るとされています。

この取扱いは、役員退職金を分割支給する場合においても同じですから、原則は、株主総会等の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金となりますが、実際に支給した日の属する事業年度において支給した金額について損金経理をすれば、これが認められることとなります。

ただし、分割支給する合理的な理由もなく分割支給をして利益操作をしていると認められるときは、否認されるものと思われま



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】